令和６年玉村町議会第２回臨時会会議録第１号

令和６年７月２５日（木曜日）

議事日程　第１号

令和６年７月２５日（木曜日）午後３時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議案第３８号　玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

日程第　４　議案第３９号　令和６年度玉村町一般会計補正予算（第２号）

日程第　５　議案第４０号　工事請負契約の締結について

日程第　６　議案第４１号　財産の取得について

日程第　７　議案第４２号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１人）

１番	羽鳥光博君	２番	堀越真由子君
４番	笠原則孝君	５番	小林一幸君
６番	月田均君	７番	備前島久仁子君
８番	三友美惠子君	９番	髙橋茂樹君
１０番	浅見武志君	１２番	新井賢次君
１３番	石内國雄君		

欠席議員（１人）

３番	松本幸喜君

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
健康福祉課長	岡田寛子君	経済産業課長	平野敏行君
都市建設課長	原田英樹君		

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤恭	局長補佐	萩原穣
庶務係兼 議事調査係	重田智美		

○開会・開議

午後３時３０分開会・開議

◇**議長（石内國雄君）**　着席願います。松本幸喜議員は欠席です。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより令和６年玉村町議会第２回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　会議録署名議員の指名

◇**議長（石内國雄君）**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第１２７条の規定により、４番笠原則孝議員、５番小林一幸議員の両名を指名いたします。

◇

○日程第２　会期の決定

◇**議長（石内國雄君）**　日程第２、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては､本日､７月２５日の午後２時３０分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長　浅見武志君登壇〕

◇**議会運営委員長（浅見武志君）**　令和６年玉村町議会第２回臨時会が開催されるに当たり、本日午後２時３０分より、役場４階全員協議会室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日１日限りといたします。

本臨時会には、町長から提案される議案は、条例の一部改正と補正予算に関する議案２件のほか、工事請負契約の締結に関する議案等が３件の計５議案を予定しております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇**議長（石内國雄君）**　以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和６年玉村町議会第２回臨時会の会期は､ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

◇

○日程第３　議案第３８号　玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君）　日程第３、議案第３８号　玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第３８号　玉村町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、職員の不祥事についてご報告を申し上げます。既に新聞等で報道されましたが、先月６月１９日、生涯学習課の職員が業務で管理している団体の通帳から３５万円を不正に引き出し、業務上横領の容疑により逮捕されるという不祥事が発生いたしました。不正に引き出された３５万円は、既に全額返済されておりますが、このような不祥事が発生しましたことは、町政を預かる者としまして誠に遺憾であり、町長としてその責任を痛感しております。町民の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、この場をお借りいたしまして深くおわびいたします。

今回の不祥事に伴いまして、当該職員を懲戒免職処分とし、関係課長及び係長を訓告処分としました。職員の厳正な処分とともに、町長、副町長及び教育長につきましても管理監督責任を負うべきと考え、給料を減額することといたしましたので、議案として提案させていただきました。

改正内容としましては、町長の給料を１０％減額し、月額７２万５，０００円を６５万２，０００円に、副町長及び教育長の給料につきましても同様に１０％減額し、それぞれ６１万２，０００円を５５万円に、５７万４，０００円を５１万６，０００円に改定するものでございます。

なお、本改正は８月１日から施行し、１か月間適用いたします。

町民の皆様の町に対する信頼回復に向けて、再発防止に全力を尽くしてまいる所存でございますので、ご議決いただきますようお願いいたします。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第４　議案第３９号　令和６年度玉村町一般会計補正予算（第２号）

◇議長（石内國雄君）　日程第４、議案第３９号　令和６年度玉村町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第３９号　令和６年度玉村町一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に３，８７６万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１２７億９，７４９万円とするものでございます。

補正内容につきましては、先ほど条例改正をご議決いただいた職員の不祥事に伴う町長、副町長及び教育長の給料減額をはじめ、６月議会にて補正しました住民税非課税化世帯に対する給付金事業及び住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付金事業について、対象となる世帯数が当初の想定を上回ることが判明したため、追加で補正するものでございます。

また、基幹相談支援センター等機能強化事業につきましては、相談支援業務を消費税非課税事業として社会福祉協議会へ委託しておりましたが、国からの通知により本事業が消費税課税事業であること及び過年度分への対応等が示されたため、社会福祉協議会において過年度分の修正申告を行い、当該消費税及び延滞税相当額を町から補償するものでございます。

次に、玉村中学校におきましては、音楽室、図書室及びコンピューター室系統の空調について、故障により冷房が機能しない状況であるため、ガス補充等の補修工事を行うものでございます。これら

の歳入につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　議案書の補正予算の６ページお願いしたいと思います。住民税非課税化世帯と住民税均等割のみ課税化世帯に対する世帯数の確定に伴う追加補正というふうなことですけれども、６月補正で非課税化世帯については２００世帯、均等割のみ課税化世帯に対しては当初１００世帯を把握いたしまして、その世帯の方々に対しては１０万円、１０万円を受け取るための申請書類をお送りし、順次それに応じて今現在は支払いがされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えいたします。

こちらの事業の申請書については、順番が逆になってしまったのかもしれませんが、７月１２日に対象世帯に申請書を送付しておりまして、今返信や窓口等で提出があります。支給に関しましては、最初の支給日を８月１４日に予定しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　６月に定額減税、国民１人４万円の減税に伴う所得税等を控除し切れない人たちに対する非課税化、均等割世帯への国の施策というふうなことでの対応かと思いますけれども、では非課税化世帯で１００世帯が足されて、均等割世帯で２５０世帯が追加されましたけれども、この方々に対する支給の申請書の送付時期と、それに対する支給時期は、第１回目はどういう予定でいますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

非課税化世帯、均等割のみ課税化世帯の給付金の１回目の振込がいつかということでよろしいでしょうか。８月１４日を予定しております。

◇議長（石内國雄君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　では、３回目。今のお話ですと、最初の世帯が把握された２００世帯と１００世帯を確定したものと、それからその後追加になった今日の１００世帯と２５０世帯に対しては、全部一括して８月１４日に振込というようなことですか。

◇**議長（石内國雄君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇**健康福祉課長（岡田寛子君）**　申請書が今返ってきているところです。返信用封筒で返ってきていたり、窓口で提出していただいていたりしています。それを順次審査しまして支給決定をしまして、ある時期までに受けたもの、審査が済んだものについて、第１回目ということで８月１４日を予定しています。その後、申請受付は随時受け付けておりますので、また時期を見て審査、また一定の時期に２回目、３回目というふうに支給をしていきます。

◇**議長（石内國雄君）**　ほかに質疑ありませんか。

２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　同じところなのですけれども、住民税非課税化世帯に対するというところで１．５倍で、もう一つの住民税均等割のみのほうで３．５倍ほど増えているというところなのですけれども、これはどのように見積もっていたのが、なぜこのように増えてしまったかというのを教えていただけたらと思います。

◇**議長（石内國雄君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇**健康福祉課長（岡田寛子君）**　お答えします。

こちらの事業は、令和５年度も行っていまして、その令和５年度の実績、そこからまた令和６年度に新たに非課税になる世帯ということで、５年度非課税世帯だった世帯は対象外になるわけなのです。それなので、なかなかどういうふうに見積もっていいかも分からない状況の中で見積もっておりましたので、抽出した結果、我々が想定していた以上の世帯数になってしまったというところであります。

◇**議長（石内國雄君）**　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　ちょっと高齢化が進んでいるというお話があるのですけれども、急激に例えば定年を迎えてしまって収入がなくなってしまったから、こういった世帯になるということの要因のほかにも、こういう受給者が増えているという可能性もあるのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇**健康福祉課長（岡田寛子君）**　お答えします。

今回見積もったよりも、見込んだよりも世帯数が増えたことに関しては、その経済的な背景にある

ものというのは、そこまで分析はしておりませんので、なぜ増えたのかというところは、低所得者が増えたというのが、その背景にどういった経済的な問題があるのかとか、そういったところまでは申し訳ありません、ちょっと把握はしておりません。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありますか。

１２番新井賢次議員。

〔１２番　新井賢次君発言〕

◇１２番（新井賢次君）　令和６年度から新しい対象者にということですが、実はこの書類が役場から届いた方が、こんな書類が届いたのだけれども、これは詐欺だろうかということで、ある方から相談がありました。ちょっとあったものですから、その方は役場に相談に行くと、聞きに行くと、こういうふうにおっしゃっていました。結果も、もう来たはずなのですけれども、聞いていないのですけれども、あまり聞くことでもないなと思って、先方さんから答えがあったら、ああ、そうだったのだねということにしようと思っているのですけれども､例えばそういうような例はほかにもありますか。要するに、初めてそういう書類が役場から届いたと、最近そういう情報が多いではないですか、そんなことありますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

今回この７月１２日に送付した案内に関しては、ちょっと申し訳ありません、把握はしていないのですけれども､今まで､昨年度も同じような給付金の事業がありましたし､その前にもありましたし、そういったときに、やはり問合せであるのです。こういうのが届いたのだけれども、これ本当ですかというような問合せはあります。そういったときには、きちんとこれは町から出ているもので、これこれこういうものでというふうに説明はしております。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第５　議案第４０号　工事請負契約の締結について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第５、議案第４０号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４０号　工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、滝川第二統合堰が設置後約５０年経過し、設備の耐用年数も超過しており、老朽化が著しい状況であることから、土地改良施設維持管理適正化事業滝川第二統合堰地区起伏ゲート設備整備補修工事を条件付一般競争入札で行ったところ、３業者の参加申込みがあり、７月９日に開札をしました結果、日本自動機工株式会社関東支店、代表取締役、古屋久昭が消費税込みで５，２２５万円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は滝川第二統合堰の起伏ゲートと取水ゲートの設備等を更新するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇**６番（月田　均君）**　質問します。

起伏ゲートというものなのですけれども、今から六、七年前に第一統合堰もこういった工事を行ったのですが、それと同じような工事内容なのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇**経済産業課長（平野敏行君）**　ご質問にお答えいたします。

今回の工事につきましても、以前に行いました第一統合堰、構造的には第一統合堰と同じ起伏ゲートになりますので、工事内容については、ほぼ内容的には同じになるのですが、ただ現状老朽化の部分については、第一統合堰、第二統合堰それぞれちょっと老朽化している部分が若干現場に入ったと

きに変わる可能性もあるのですが、基本的には取水ゲート、こちらの起伏ゲートと油圧のユニット、これは動力で動かすユニットです。それから第一統合堰とちょっと違うのが、今回の第二統合堰につきましては水田のほうに水を配水するゲートが２つございます。そちらの水門ゲート２か所も今回起伏ゲートと同時に改修を行う予定でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　６番月田均議員。

〔６番　月田　均君発言〕

◇６番（月田　均君）　そうしますと、水を取り入れる口が２つあるということになりますと、以前よりも工事費は高くなっているのですか。

◇議長（石内國雄君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　工事費につきましては、人件費の高騰、材料費の高騰などもありまして、全体的に高くなっております。

議員さんのおっしゃるとおり、水門ゲートが、前回は１か所だったのですが、今回は２か所になりましたので、その分工事費としては増えている状況です。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第６　議案第４１号　財産の取得について

◇**議長（石内國雄君）**　日程第６、議案第４１号　財産の取得についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　議案第４１号　財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、現在町内小学校５校の１年生及び児童数が多い玉村小学校、中央小学校の２年生が使用している導入後５年以上が経過した学習用ウィンドウズパソコンを、他学年が使用しているクロームブックパソコンと規格を同等にするため、ノートパソコン４２４台を購入するものです。

文部科学省が推進しているＧＩＧＡスクール構想に基づき、群馬県との共同調達による公募型プロポーザルによって選定された業者であります群馬県前橋市西片貝町４丁目６―２、株式会社滋野堤水堂、代表取締役、滋野一馬から消費税込み２，３２２万６，７２０円で購入するものであり、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本財産の購入により、子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び及び協働的な学びの実現を図るものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇**議長（石内國雄君）**　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（石内國雄君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第７　議案第４２号　和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長（石内國雄君）　日程第７、議案第４２号　和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　議案第４２号　和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、都市建設課会計年度任用職員が除草作業中の飛び石により車両のドアガラスを破損させた事故の件について、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、和解及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

事故発生時の状況ですが、令和６年５月９日午後１時３５分頃、上之手１６１０番地１地先において都市建設課会計年度任用職員による除草作業中の飛び石により、藤岡大胡線上にて信号待ちで停車をしていた車両の後部左側ドアガラスが破損したものであります。

損害賠償額でありますが、車両の修理費及び修理時の代車リース代として４０万８，６３９円を支払い、示談し、和解するものであります。

なお、この損害賠償額は町が加入している保険で全額補填されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（石内國雄君）　お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第４５条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君）　ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◇

○閉　　会

◇議長（石内國雄君）　以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和６年玉村町議会第２回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後３時５７分閉会